

議会運営委員会会議録

令和4年8月25日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:20

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 決算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：令和3年度決算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：9月1日(木)午後5時
 - (4) 設置時期：9月5日(月)定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 8月26日(金)午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 9月6日(火)午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 9月6日(火)午後5時
- 6 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和4年第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案からご説明します。

議案番号が前後しますが、議案第81号の専決処分の承認「令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第81号 令和4年7月19日専決」と記載しております「令和4年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、令和4年7月の大雨災害にかかる災害復旧等に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に1億8372万6千円を追加して830億3207万1千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第70号 令和4年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」につきましては、「議案第70号」と記載しております「令和4年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下に記載しておりますように、補助事業関連経費及び早急に

執行すべき経費について補正するもので、歳入歳出予算の総額に2億2403万5千円を追加して832億5610万6千円にしようとするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

以上で、予算議案の説明を終わります。

続きまして、予算関係以外の議案について、「議案概要」で、説明させていただきます。

「議案第71号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業の取得促進に伴い適切な定数管理を行うため、定数外の職員に育児休業中の職員を加えるものでございます。

「議案第72号 飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の育児休業等を改定する人事院規則等の改正が行われたため、これを参考にして関係規定を整備するものでございます。

「議案第73号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきましては、督促手数料を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第74号 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」につきましては、幸袋交流センターの新築移転に伴い、位置及び使用料を改正するものでございます。

「議案第75号 飯塚市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」につきましては、料金の端数処理等を変更するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第76号 契約の締結」につきましては、下三緒排水ポンプ場新設（電気設備）工事について、「九電工・米村特定建設工事共同企業体」と2億562万7400円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第77号 契約の締結」につきましては、（仮称）楽市・平恒統合保育所園舎建設工事について、「神崎建設 株式会社」と5億650万6千円で請負契約を締結するものでございます。

「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（嘉飯地区中学校新人バレーボール大会での負傷事故）」につきましては、嘉飯地区中学校新人バレーボール大会で発生した負傷事故について、損害賠償額が確定し相手方に193万6418円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第79号 市道路線の廃止」につきましては、路線見直しに伴い1路線を廃止するものでございます。

「議案第80号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴い7路線を認定するものでございます。

3ページをお願いいたします。議案第82号から第87号の「人事議案」につきましては、辞任に伴います「固定資産評価審査委員会委員」1名の選任について議会の同意を、また、「人権擁護委員」5名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきますと考えております。

「令和3年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「令和3年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの15件の認定議案につきましては、地方自治法、地方公営企業法の規定に基づき、令和3年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。

報告第15号から第17号までの3件の報告でございますが、令和3年度の「飯塚市一般会計の継続費精算報告書」、「健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率」及び「児童虐待に関する状況の報告」につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。

「令和4年 第4回市議会 定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第70号から73号までの4件は総務委員会に、74号は協働環境委員会に、75号及び76号は経済建設委員会に、77号及び78号は福祉文教委員会に、79号から81号までの3件は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

なお、議案第81号は一般会計補正予算の専決議案ですが、補正の内容が1委員会のみの所管となっておりますので、申合せに基づき、経済建設委員会への付託としております。

次に、人事議案であります議案第82号から87号までの6件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

次に、認定議案でございますが、認定第1号から11号までの11件につきましては、後ほどご審議いただきます特別委員会に、12号から15号までの4件につきましては、経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項3件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和4年 第4回 飯塚市議会定例会 会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、9月5日から9月28日までの24日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、9月15日及び16日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催し、引き続き、発言時のマスク着用、会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策を実施していくこととしております。

また、初日6番目の「議案に対する質疑、委員会付託」及び、同7番目の「選挙管理委員、選挙管理委員補充員の選挙」につきましては、後ほどご審議いただくこととしております。

以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「決算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

認定第1号から11号までの11件の決算認定議案につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置しまして、審査日程につきましては、今定例会中の9月21日、22日及び26日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和3年度決算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。

以上、ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号から第11号までの11件については、事務局説明のとおり、決算特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和3年度決算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称、委員定数については、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、「令和3年度決算特別委員会人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました「11人」ということとございます。各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。

不足する委員数につきましては、白抜きの三角(△)印で示しております端数がある各会派間等で協議のうえ、4名を選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、各会派間等で調整に至らない場合は、正副議長において、選出委員を調整するよういたしております。

選出委員の届け出期限につきましては、9月1日、木曜日、午後5時までといただき、特別委員会の設置につきましては、9月5日、月曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方よろしく願います。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」については、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、9月1日、木曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、9月5日、月曜日、本会議での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」は、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、8月26日、金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、9月6日、火曜日、午後5時までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、認定第1号から11号までの認定議案に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

決算認定議案に対する質疑をしないというのは、日程の都合上と言われましたけど、決算特別委員会に入らない会派、議員の場合は、そこでしか質問ができないのではないかなと思うんですよ。それについては何か考えがありますか。

○議会事務局次長

ただいま申し上げましたのは、質疑通告を日程の関係上、期間が短いため行いませんということでございまして、決算特別委員会に入らない会派の方につきましては、初日の議案に対する質疑のところで、通告はせずに質疑は行えるということになります。

○川上委員

そうすると、決算特別委員会に入る会派、あるいは入る議員も含めて、通告なしで質疑ができるということでもいいですか。

○議会事務局次長

そのとおりでございます。ただし決算特別委員会に入られる会派につきましては、委員の方が特別委員会の中で質疑をされると思いますので、質疑はあまり出ないのではないかなというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

任期満了に伴う選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙につきましては、先に開催されました代表者会議において、調整がなされております。

「選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選出一覧表」をご覧ください。

選挙管理委員に金子慎輔さん、田原キク子さん、小野しのぶさん及び田中知佐子さん、以上4名を選出することで調整されております。

次に、選挙管理委員補充員につきましては、補充員の順序どおり氏名を読み上げます。

安永修治さん、平野善清さん、矢野克爾さん及び田中美奈子さん、以上4名を選出することで調整されております。

なお、現在の委員の任期が9月3日までとなっておりますことから、定例会初日の本会議において選挙を行っていただきまして、選挙の方法については、議長の指名推選としていただいております。

以上、ご審議方よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

議長の指名推薦については同意しかねます。ちょっとお尋ねしたいのは、選挙管理委員補充員、1位から4位まで4名挙がっていますが、元飯塚市役所出身でない方が、どなたかおられますか。

○議会事務局次長

補充員の4名につきましては、全ての飯塚市職員のOBと確認をしております。

○川上委員

それはどういう経過で、そのようになったのでしょうか。

○議会事務局次長

この4人の推薦につきましては、代表者会議の中で調整がなされております。

○川上委員

たまたまということなのか、意図があるのか分かりませんが、1位から4位までが全員市役所のOBということについて、市民がどう見るかということはあると思うんですね。これが市役所OBではなくて、特定の民間会社のOBが、1位から4位まで全員同じ会社のOBということだったらどうしますか。

その名簿を議長の指名推薦で選挙するというやり方は、まずいと思いますので、冒頭申し上げましたけども、指名推薦については同意できません。

○議会事務局次長

先ほど提案申し上げました議長の指名推選ということにつきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、議員中に異議がない場合のみ指名推選ができるようになっております。したがって1人でも異議のある場合は、投票により選挙を行っていただくこととなります。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ご異議があるということなので、これは選挙によって行いたいと思います。そういうふうに決定したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

よって、そのように決定いたしました。

最後に、次回の委員会は9月5日、月曜日の定例会初日、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。